

当財団が実施する 岩手県介護支援専門員法定研修 の一部が 特定一般教育訓練給付制度・一般教育訓練給付制度 の対象となりました

一定の要件を満たす方が該当する研修を修了した場合、

ご本人が支払った受講料の 40%または 20%に相当する額がハローワークより支給されます。



➤教育訓練給付制度とは？

働く方々の主体的な能力開発やキャリア形成を支援し、雇用の安定と就職の促進を図ることを目的として、一定の要件を満たす方が厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了した際に、本人が支払った受講費用の一部が支給される制度です。

支給対象となる研修

【特定一般教育訓練】…受講料の 40%を支給

- 介護支援専門員実務研修 [指定番号 0320041-2210013-6]
- 介護支援専門員更新研修（実務経験者・88 時間） [指定番号 0320041-2210023-9]
- 介護支援専門員更新研修（実務未経験者） [指定番号 0320041-2210033-1]
- 介護支援専門員再研修 [指定番号 0320041-2210043-4]
- 主任介護支援専門員研修 [指定番号 0320041-2210053-7]

【一般教育訓練】…受講料の 20%を支給

- 介護支援専門員専門研修課程Ⅰ [指定番号 0320041-2210062-0]

※ 上記以外の研修（更新研修（実務経験者 32 時間）、専門研修課程Ⅱ、主任介護支援専門員更新研修）は指定要件を満たしていないため支給対象外となります。

※ 令和4年4月1日以降に実施する研修が対象です。令和3年度以前に受講した研修は支給対象となりません。

➤支給対象となる方

次の 1、2 いずれかに該当し(※1)、対象となる研修を修了(※2)した方

1 雇用保険の被保険者（在職中の方）

研修の受講開始日（オンライン講義の視聴期間初日）において雇用保険の被保険者である方のうち、支給要件期間(※3)が3年（初めて教育訓練給付金を受給する場合は1年）以上ある方。

2 雇用保険の被保険者であった方（離職されている方）

研修の受講開始日に被保険者でない方のうち、被保険者資格を喪失した日（離職日の翌日）以降、受講開始日までが1年以内（妊娠、出産、育児、疾病、負傷などで教育訓練給付の適用対象期間が延長された場合は最大 20 年以内）で、支給要件期間が3年（初めて教育訓練給付金を受給する場合は1年）以上ある方。

※1 平成 26 年 10 月 1 日以降に教育訓練給付金を受給した方は、上記の要件に加え、前回の教育訓練給付金受給日から今回受講開始日前までに3年以上経過していることが必要です。

※2 研修の修了認定要件は、当財団ホームページに掲載している各研修の実施要項や明示書をご確認ください。

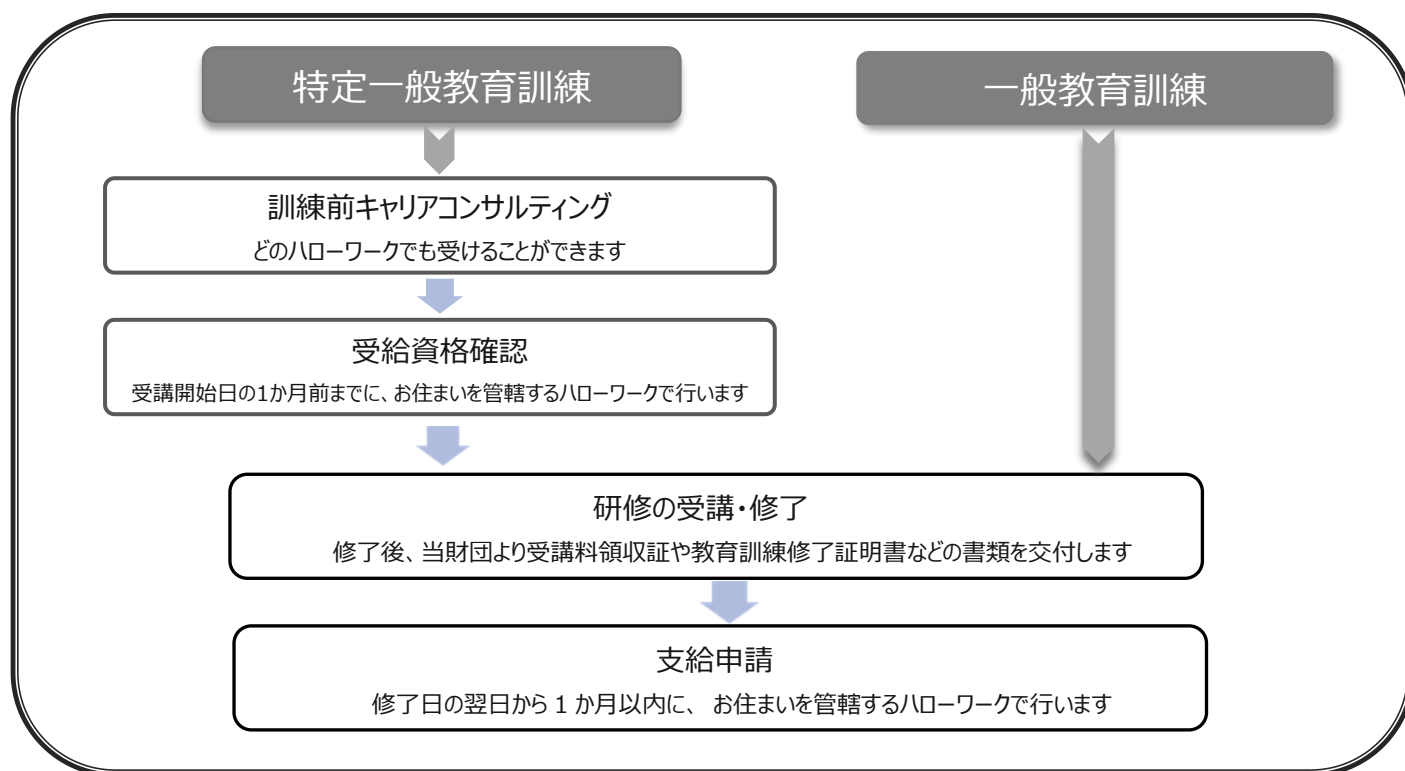
※3 ご自身の支給要件期間はハローワークで確認することができます。なお、雇用保険の加入実績があれば、介護支援専門員としての就労かどうかは問いません。

裏面に続きます

➤支給申請手続きの流れ

下図の手続きのほか、申請のために各自ご用意いただく書類があります。

まずは、お近くのハローワークへお問い合わせください。



➤お問い合わせ

支給要件や手続き内容について知りたい方は、下記ホームページを参照のほか、

詳しくは、お住まいを管轄するハローワークにお問い合わせをお願いします。

厚生労働省ホームページ（教育訓練給付制度について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html

【研修事務局】

公益財団法人いきいき岩手支援財団 研修課

TEL 019-629-2300

FAX 019-625-7494

※恐れ入りますが、給付手続き等の詳細に関するお問い合わせには対応出来かねますのでご了承ください。